

【契約書別紙】

介護老人福祉施設 たきべ野 介護予防短期入所生活介護 利用料金表

(令和6年8月1日改定)

1. 基本料金(併設型ユニット型個室)

【介護度】	【負担割合】	1日当たりの自己負担額 (単位:円)								
		入所生活介護費 ①	機能訓練加算 ②	サービス強化加算 ③	14%改善加算 ④	小計 ⑤(①~④)	【負担段階】	居住費 ⑥	食費 ⑦	合計 ⑤+⑥+⑦
要支援1	1割	529	12	6	77	624	1	880	300	1,804
							2	880	600	2,104
							3①	1,370	1,000	2,994
							3②	1,370	1,300	3,294
	4	2,500	1,500	4,624						
	2割	1,058	24	12	153	1,247	4	2,500	1,500	5,247
3割	1,587	36	18	230	1,871	4	2,500	1,500	5,871	
要支援2	1割	659	12	6	95	772	1	880	300	1,952
							2	880	600	2,252
							3①	1,370	1,000	3,142
							3②	1,370	1,300	3,442
	4	2,500	1,500	4,772						
	2割	1,318	24	12	190	1,544	4	2,500	1,500	5,544
3割	1,977	36	18	284	2,315	4	2,500	1,500	6,315	

2. その他の加算(該当者のみ) ※利用者の状態及び施設のサービス体制に応じて算定されます。

項目	負担割合	自己負担額(月額)	自己負担額(日額)	算定要件
個別機能訓練加算	1割	—	56円	利用者ごとの個別機能訓練計画を作成し、利用者の生活機能の向上を目的とする機能訓練を実施する場合に加算されます。
	2割	—	112円	
	3割	—	168円	
送迎加算(片道)	1割	—	184円	送迎を行う場合に加算されます。
	2割	—	368円	
	3割	—	552円	
緊急短期入所受入加算	1割	—	90円	利用者の状態や家族等の事情により、計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として加算されます。
	2割	—	180円	
	3割	—	270円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1割	—	200円	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断し、短期入所生活介護を利用した場合、7日を限度として加算されます。
	2割	—	400円	
	3割	—	600円	
若年性認知症利用者受入加算	1割	—	120円	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しません。
	2割	—	240円	
	3割	—	360円	
長期利用者に対する減額(30日以降)(要支援1の場合)	1割	—	—	1の表、介護予防短期入所生活介護費について、ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の75/100に相当する額(1割:503円、2割:1,005円、3割:1,508円)を算定します。※小数点以下を四捨五入計算するため、実際の請求金額に数円の差が生じる場合があります。
	2割	—	—	
	3割	—	—	
長期利用者に対する減額(30日以降)(要支援2の場合)	1割	—	—	1の表、介護予防短期入所生活介護費について、ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の93/100に相当する額(1割:623円、2割:1,246円、3割:1,869円)を算定します。※小数点以下を四捨五入計算するため、実際の請求金額に数円の差が生じる場合があります。
	2割	—	—	
	3割	—	—	

3. 介護給付対象サービスの利用料金について

- ① 職員体制に基づく加算(1の表③)は、職員の配置状況により算定しない場合があります。
- ② 介護職員等処遇改善加算 I (1の表④)は、小数点以下を四捨五入計算するため、実際の請求金額に数円の差が生じる場合があります。また、算定する加算の内容により実際の請求金額が変更になる場合があります。
- ③ 法定代理受領サービス(保険者である市町村が、利用者に代わりサービス提供事業者[※]に費用を支払う方法のこと)に該当する場合、各利用者の「介護保険負担割合証」に記載された負担割合で負担いただきます。
- ④ 居住費及び食費負担の第1段階から第3段階②については、低所得の方への助成(補足給付)制度です。市町村が交付する「負担限度額認定証」により決定されますので、保険者への申請が必要になります。

【負担限度額認定証】

利用者負担段階	対 象 者	
第1段階	・生活保護を受けている方	—
	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が市町村民税非課税で高齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が市町村民税非課税で、年金収入等(課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金、障害年金等の収入額)の合計が年額80万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
第3段階①	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が住民税非課税の方で、年金収入などの合計が年額80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下
第3段階②	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が住民税非課税の方で、年金収入などの合計が年額120万円超の方	かつ、預貯金等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下
第4段階	・市町村民税課税世帯(負担限度額認定証は対象外)	

- ⑤ 居住費は「室料」+「光熱水費」相当で厚生労働省から示された基準費用額を参考に設定しております。
- ⑥ 食費は「食材費」+「調理費」相当で設定しております。なお、1食の食費500円での請求とし、1日の食費が負担限度額以内の場合は、その額が利用者の負担となります。
- ⑦ 区分支給限度基準額を超えた介護サービス費(1の表①～⑤及び2. その他の加算)については、全額自己負担となります。
- ⑧ 負担限度額認定証をお持ちの方でも区分支給限度基準額を超えた日以降の居住費及び食費は、負担限度額認定証が適用とならず、厚生労働省から示された基準費用額の負担となります。

4. 介護給付対象外サービスの利用料金

項 目	内 容
特別の食事等のサービス	要した費用の実費。但し、介護給付対象サービスの食事代とは別料金です。
金銭管理・行政手続き代行サービス	要した費用の実費
理髪費	要した費用の実費
日常生活に要する費用	レクリエーション費 : 実施に係る費用 個人持ち込み電化製品・器具の電気料 : 1台17円/日 個人に必要な特殊介護用品 : 物品購入の実費 個人の日用品 : 物品購入の実費

※このほかに必要時に雑費をいただくことがあります。